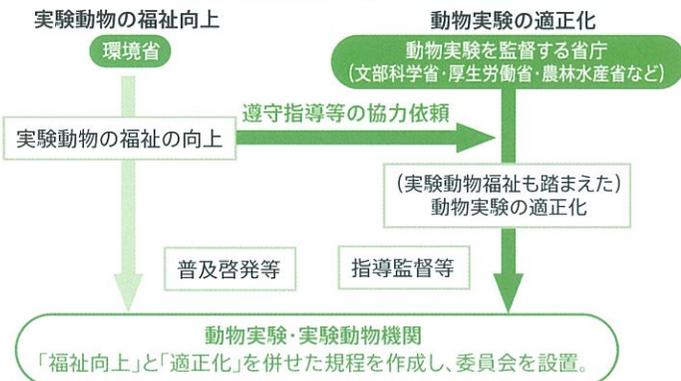


「実験動物の飼養保管」と「動物実験」の適正化の仕組み

実験動物を取り巻く環境がより良いものになるためには、実験動物の飼養保管等の適正化だけでなく、あわせて科学研究である動物実験の適正化も行われることが重要です。「実験動物の飼養保管等の適正化」のための措置については、環境省が動物愛護管理法に基づいて実施しています。一方、「動物実験の適正化」のための措置については、動物実験に関係する省庁が動物実験に関係する各種法令などに基づいて実施しています。特に文部科学省、厚生労働省及び農林水産省においては、動物実験がより適正に行われるようにするために、動物実験等の実施に関する基本指針を策定しているとともに、日本学術会議では、関係省庁の依頼や協力を受けて、動物実験等の実施に関する詳細かつ統一的内容のガイドラインである「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を策定しています。このように、わが国における動物実験の適正化や実験動物の飼養保管等の適正化については、関係省庁などがそれぞれに役割分担をしながら行われる仕組みとなっています。

動物実験・実験動物行政のしくみ



研究機関等における動物実験等の実施に関するガイドライン

- ◎実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省、平成18年4月28日）
 - ◎研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省、平成18年6月1日）
 - ◎厚生労働省における動物実験等の実施に関する基本指針（厚生労働省、平成18年6月1日）
 - ◎農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（農林水産省、平成18年6月1日）
 - ◎動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議、平成18年6月1日）*
- ※関係省庁の依頼・協力を受けて策定された詳細かつ統一的内容のガイドライン

実験動物の 適正な飼養保管等を 推進するために

1 動物愛護管理法と実験動物

実験動物や家庭動物などが飼養する動物は、「動物愛護管理法（動物の愛護及び管理に関する法律）」の対象になります。動物愛護管理法の目的は、動物の愛護と動物の適切な管理（危害や迷惑の防止など）に大別できます。これらの目的を達成するために、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識して適正に取り扱う旨のことを規定した基本原則や、動物の健康や安全の確保及び危害や迷惑の防止、みだりな繁殖の防止、感染症に関する知識の習得、所有者の明示措置といった飼い主の責任に関する規定をはじめとして、動物の飼養保管基準などの策定、動物取扱業の規制、特定動物（危険な動物）の飼養規制、虐待や遺棄などに対する罰則などの措置がとられています。

動物愛護管理法に定められているこれらの措置は、実験動物についても規定された範囲で適用されることとなります。実験動物の飼養保管などに当たっては、基本原則や飼い主の責任に関する規定を遵守するとともに、動物愛護管理法に基づき環境大臣により策定されている「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」や「動物の殺処分方法に関する指針」による必要があります。また、特定動物（危険な動物）を実験動物として飼養保管する場合には、あらかじめ関係地方公共団体から許可を受けなければなりません。

動物愛護管理法の目的と対象動物

目的

1. 動物の愛護
2. 動物の適切な管理（危害や迷惑の防止等）

対象動物

家庭動物、展示動物、畜産動物、
実験動物等の人が飼養する動物

2 実験動物に関する動物愛護のあり方

(1) 実験動物における動物愛護の考え方

実験動物を科学研究などに利用することは、生命科学の進展や医療技術などの開発などのために必要不可欠なことです。平成18年に環境省が策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針」においても、「人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である」と規定しています。実験動物の利用に当たっては、3Rの原則を踏まえるとともに、実験動物が命あるものであることにかんがみ、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養保管及び科学上の利用に努めることが必要とされています。なお、この「感謝の念」という言葉に表されているように、実験動物における動物愛護の具体的なあり方は、終生飼養を旨とする家庭動物における動物愛護のそれとは性質を異にするものであるとの理解が重要であると考えられます。

3Rの原則

「3Rの原則」とは、国際的に普及・定着している実験動物の飼養保管等及び動物実験の適正化の原則のことです。①動物の苦痛の軽減(Refinement)、②使用数の減少(Reduction)、③代替法の活用(Replacement)の3つの原則のことを言います。これらの原則は、平成17年の動物愛護管理法の改正により、すべての原則が条文中に規定されることとなりました。

(2) 実験動物関係者が果たすべき役割

科学研究としての動物実験及び実験動物の飼養保管などが適切に行われるように、動物愛護管理法や動物実験関係法令などに基づく各種の措置が、環境省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省などの関係省庁によって、それぞれに役割分担をしながら実施されてきています。これらの措置がその効果を十分に発揮するためには、動物実験を実施する機関及び研究者自身が、自らの行為を自主的に管理・評価することが求められています。また、わが国においては、実験動物の飼養保管方法に関する許認可こそありませんが、実験動物といえども虐待や遺棄については罰則を伴う禁止行為になっています。このような認識のもとに、適正な飼養保管が確実に遵守されるような自主管理体制の充実が、動物実験関係者が果たすべき役割であるといえるでしょう。

実験動物の虐待や遺棄の禁止

動物愛護管理法では、実験動物などの愛護動物に対する虐待や遺棄は、罰則を伴う禁止行為になっています。みだりに殺し又は傷つけた者に対しては1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、みだりに給餌給水をやめることにより衰弱させるなどの虐待を行った者や遺棄した者に対しては、50万円以下の罰金が課せられます。なお、「愛護動物」とは、人が占有している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物のことをいい、実験動物もこれに含まれます。



3 実験動物の飼養保管等の方法

(1) 実験動物の飼養保管方法

実験動物の飼養保管などの方法については、動物愛護管理法に基づき環境大臣が定める「実験動物の飼養保管等基準(実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準)」によることとされています。この基準は、実験動物の飼養保管の根拠となる事項を定めるとともに、苦痛軽減方法、殺処分方法を示したものであり、法第7条に基づく動物の飼養保管の方法だけでなく、法第41条に基づく苦痛の軽減方法及び殺処分方法を含めた基準になっています(表参照)。

(2) 実験動物の処分方法

動物愛護管理法では、動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないとされています。この方法に関する必要な事項については、環境大臣が定めることとされています。この規定に基づき定められているものが「動物の殺処分方法に関する指針」です。実験動物は、飼養・保管・利用の目的が完了した時点で殺処分することがあります。指針では、動物に不必要な不安、恐怖、苦痛を与えることなく、一刻も早く意識を喪失させ、非可逆的な心機能あるいは肺機能の停止をもたらすことが規定されています。

(3) 特定動物の飼養保管

動物愛護管理法の規定により、実験動物などとしてニホンザルなどの特定動物(人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある危険な動物)を飼養保管しようとする場合には、あらかじめ関係都道府県知事又は政令市の長に対して、許可の申請をすることが必要になります。現在、特定動物として、約150属・650種哺乳類、鳥類及び爬虫類が政令で定められています。特定動物の飼養保管を行う者に対しては、危害等の発生の防止を図るため、飼養施設の構造・規模・管理の方法、動物の飼養保管方法(個体識別措置を含む)などについて、守らなければならない基準が適用されます。

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の目次

第1 一般原則

1. 基本的な考え方
2. 動物の選定
3. 周知

第2 定義

第3 共通基準

1. 動物の健康及び安全の保持
 - (1) 飼養及び保管の方法
 - (2) 施設の構造等
 - (3) 教育訓練等
2. 生活環境の保全
3. 危害等の防止
 - (1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法
 - (2) 有毒動物の飼養及び保管
 - (3) 選走時の対応
 - (4) 緊急時の対応
4. 人と動物の共通感染症に係る知識の修得等
5. 実験動物の記録管理の適正化
6. 輸送時の取扱い
7. 施設廃止時の取扱い

第4 個別基準

1. 実験等を行う施設
 - (1) 実験等の実施上の配慮
 - (2) 事後措置
2. 実験動物を生産する施設

第5 準用及び適用除外

